（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備等事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業又は避難経路充実強化等調査事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　一の所在都道府県等に係る交付金の交付の期間は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

［一～三　略］

四　緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金　基準年度の二年前の会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

五　避難経路充実強化等調査事業に係る交付金　基準年度の三年前の会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

2　［略］

（交付金の額）

第五条　一の所在都道府県等に係る交付金の額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を限度とする。

［一～四　略］

五　前条第一項第五号に掲げる交付金　毎会計年度五千万円

2　［略］

（交付の決定）

第七条　［1・2　略］

3　前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの費用の配分を含むものとする。

［一～三　略］

四　補助金（第二条第七号から第十号までに掲げる事業であつて、内閣総理大臣が適当と認めるものに限る。）

五　［略］

［4・5　略］

（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備等事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業又は緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　一の所在都道府県等に係る交付金の交付の期間は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

［一～三　同上］

四　緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金　基準年度の二年前の会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

［号を加える。］

2　［同上］

（交付金の額）

第五条　一の所在都道府県等に係る交付金の額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を限度とする。

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（交付の決定）

第七条　［1・2　同上］

3　前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの費用の配分を含むものとする。

［一～三　同上］

四　補助金（第二条第七号から第九号までに掲げる事業であつて、内閣総理大臣が適当と認めるものに限る。）

五　［同上］

［4・5　同上］

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五百三十八号

平成二十四年内閣府告示第四十六号（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

別表第三号に該当する事業等の項中二十一及び二十二を削り、二十三を二十一とし、二十四から二十六までを二ずつ繰り上げる。

別表第五号に該当する事業等の項中「共同利用施設」を「産地基幹施設」に、「漁港防災対策支援事業」を「水産業強化支援事業（防災対策）」に改める。

別表第七号に該当する事業等の項中「当該整備計画」を「当該事業計画」に改め、「号を除く。」の下に「以下同じ。」を、「掲げる事業（」の下に「各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事業のうち右の事業等としての交付対象要件を満たさないもの」を加え、「第二条第一項に規定する公的賃貸住宅の」を「第二条第一項各号に規定する公的賃貸住宅の」に改め、「整備に関する事業」の下に「（第一号（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅に限る。）から第三号までに掲げる事業のうち右の事業等としての交付対象要件を満たさないものを除く。）（平成二十九年内閣府告示第五百三十八号の施行の際現に国に提出されている事業計画に基づく関連社会資本整備事業についての改正前の規定の適用については、当該事業計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府告示第五百三十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号の表十一年未満の項中「三％」を「五％」に改め、同表十一年以上の項中「四％」を「六％」に改め、同条第十九号中「一パーセント」を「二パーセント」に改め、同条第二十一号中「処遇改善等加算」を「処遇改善等加算Ⅰ」に改め、同条第三十五号の三の次に次の一号を加える。

三十五の四　処遇改善等加算Ⅱ　当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

第十条から第十二条までの規定中「千分の七百二十五」を「千分の七百三十四」と改める。

第十七条中「処遇改善等加算」を「処遇改善等加算Ⅰ」に改め、「外部監査費加算」の下に「、処遇改善等加算Ⅱ」を加え、「及び障害児保育加算」を「、障害児保育加算及び施設長に係る経過措置が適用される場合の額」に改める。